改正前

13　太陽光発電施設

太陽光発電施設の建設の用に供する目的で行う土地利用事業については、第２一般基準によるもののほか、次のとおりとする。

(１)　地域の環境保全のため、周辺地域における環境の特性及び周辺環境との調和に十分配慮すること。

(２)　住宅地に隣接及び近接する区域では行わないこと。ただし、周辺住民等の同意がある場合及び地域特性を考慮し支障のない場合はその限りではない。

(３)　現況地盤の勾配が30度以上ある施行区域内の土地には、設置しないこと。

(４)　現況地盤の勾配が30度未満の施行区域内の土地では、地質等を考慮した安全な構造とすること。

(５)　施行区域内に設置する太陽光発電施設は、施行区域面積に対し設置する面積を75パーセント以下とすること。

(６)　施行区域面積が５ヘクタールを超える場合は、施行区域の下流域を含めた関係区長、周辺住民等利害関係者に対し、事業内容について十分な説明を行い、理解を得るよう努めること。

(７)　保安林の境界から20メートル以内の区域は、施行区域から除外すること。

(８)　国立公園の境界から50メートル以内の区域は、施行区域から除外すること。

(９)　環境の保全及び防災について十分な措置を講ずること。

(10)　施行区域内の残置森林又は造成森林は、管理者及び管理方法を定めて管理責任の所在を明らかにし、当該森林の維持管理について支障のないよう措置すること。

(11)　事業活動における環境への負荷の低減を積極的に図るための措置を講ずること。

(12)　水道施設の設置については、水道管理者と協議し、給水量、維持管理の方法等を明確にすること。

(13)　排水については、自然水と事業汚水等とに区分し、排水系統を明確にすること。

(14)　町に移管する施設以外の施設の管理については、管理者及び管理方法を定めて管理責任の

改正後

13　太陽光発電施設

太陽光発電施設の建設の用に供する目的で行う土地利用事業については、第２一般基準によるもののほか、次のとおりとする。

(１)　地域の環境保全のため、周辺地域における環境の特性及び周辺環境との調和に十分配慮すること。

(２)　住宅地に隣接及び近接する区域では行わないこと。ただし、周辺住民等の同意がある場合及び地域特性を考慮し支障のない場合はその限りではない。

(３)　現況地盤の勾配が30度以上ある施行区域内の土地には、設置しないこと。

(４)　現況地盤の勾配が30度未満の施行区域内の土地では、地質等を考慮した安全な構造とすること。

(５)　施行区域内に設置する太陽光発電施設は、施行区域面積に対し設置する面積を75パーセント以下とすること。ただし、農地に農家資格者が設置する営農型発電設備については、この限りではない。

(６)　施行区域面積が５ヘクタールを超える場合は、施行区域の下流域を含めた関係区長、周辺住民等利害関係者に対し、事業内容について十分な説明を行い、理解を得るよう努めること。

(７)　保安林の境界から20メートル以内の区域は、施行区域から除外すること。

(８)　国立公園の境界から50メートル以内の区域は、施行区域から除外すること。

(９)　環境の保全及び防災について十分な措置を講ずること。

(10)　施行区域内の残置森林又は造成森林は、管理者及び管理方法を定めて管理責任の所在を明らかにし、当該森林の維持管理について支障のないよう措置すること。

(11)　事業活動における環境への負荷の低減を積極的に図るための措置を講ずること。

(12)　水道施設の設置については、水道管理者と協議し、給水量、維持管理の方法等を明確にすること。

(13)　排水については、自然水と事業汚水等とに区分し、排水系統を明確にすること。

(14)　町に移管する施設以外の施設の管理については、管理者及び管理方法を定めて管理責任の

所在を明らかにし、当該施設の維持、修繕、災害復旧その他の管理について支障のないよう措置すること。

(15)　施行区域内で切土及び盛土を行う場合は、静岡県土採取等規制条例の「土の採取等に関する技術基準」を準用すること。ただし、他法令の基準を適用することとなる場合はその基準によること。

(16)　施行区域内の道路については、その帰属及び管理に関する協議をすること。

(17)　前号の協議により認定道路となるものについては、その構造が、道路構造令に適合したものであること。

(18)　資材運搬及び設置後の管理に使用される道路その他の施設を破損又は汚損した場合は、速やかに復旧、清掃等必要な措置を講ずること。なお、交通の状況によっては、交通整理人の配置等により交通障害の発生を防止すること。

(19)　施行区域内の汚水、雨水、土砂等が施行区域外の認定道路の側溝等に流入しないよう措置すること。ただし、道路管理者との協議が整った場合はその限りではない。

(20)　施工に当たっては、交通安全を確保し、交通障害の原因とならない循環経路がとれていること。

(21)　設置する施設の構造は、風水害・地震等の自然災害に対応したものであること。

(22)　前各号の個別基準に定めるもののほか、土地利用事業に関する計画が、その他法令の許可基準及び技術的基準に適合したものであること。

所在を明らかにし、当該施設の維持、修繕、災害復旧その他の管理について支障のないよう措

置すること。

(15)　施行区域内で切土及び盛土を行う場合は、静岡県土採取等規制条例の「土の採取等に関する技術基準」を準用すること。ただし、他法令の基準を適用することとなる場合はその基準によること。

(16)　施行区域内の道路については、その帰属及び管理に関する協議をすること。

(17)　前号の協議により認定道路となるものについては、その構造が、道路構造令に適合したものであること。

(18)　資材運搬及び設置後の管理に使用される道路その他の施設を破損又は汚損した場合は、速やかに復旧、清掃等必要な措置を講ずること。なお、交通の状況によっては、交通整理人の配置等により交通障害の発生を防止すること。

(19)　施行区域内の汚水、雨水、土砂等が施行区域外の認定道路の側溝等に流入しないよう措置すること。ただし、道路管理者との協議が整った場合はその限りではない。

(20)　施工に当たっては、交通安全を確保し、交通障害の原因とならない循環経路がとれていること。

(21)　設置する施設の構造は、風水害・地震等の自然災害に対応したものであること。

(22)　前各号の個別基準に定めるもののほか、土地利用事業に関する計画が、その他法令の許可基準及び技術的基準に適合したものであること。